

2021年1月25日

野村不動産パートナーズ株式会社

緊急事態宣言の再発令に伴う弊社業務について

平素は弊社管理業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、1月8日に日本政府より1都3県を対象とした「緊急事態宣言」が再び発令され、1月14日には7府県が対象に追加となりました。

弊社では、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、お客様、お取引先様、役職員とその家族の安心・安全と健康の確保のために、日々変化する状況に応じた対応を実施してまいりましたが、今後も、お客様、お取引先様、役職員とその家族の安心・安全と健康の確保を最優先に考え、感染拡大防止策に取り組みつつ、お客様、お取引先様と協議のうえで、**原則、通常業務を継続**してまいります。

何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上